

令和6年第3回広尾町議会定例会 第1号

令和6年9月4日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 報告第 8号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 8 報告第 9号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 9 報告第10号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和5年度における業務実績に関する評価について
- 10 報告第11号 専決処分の報告について
- 11 認定第 1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 12 認定第 2号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第 3号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 認定第 4号 令和5年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 15 認定第 5号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 16 認定第 6号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 認定第 7号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 認定第 8号 令和5年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 19 認定第 9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定について
- 20 同意第 4号 広尾町教育委員会教育長の任命について
- 21 同意第 5号 広尾町教育委員会委員の任命について
- 22 同意第 6号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 23 同意第 7号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 24 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 25 議案第59号 財産の取得について
- 26 議案第60号 財産の取得について
- 27 議案第61号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 28 議案第62号 広尾町放課後児童クラブ設置条例の一部改正について

- 29 議案第63号 広尾町遺児手当支給条例の一部改正について
- 30 議案第64号 広尾町国民健康保険条例の一部改正について
- 31 議案第65号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 32 議案第66号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第4号）について
- 33 議案第67号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について
- 34 議案第68号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 35 議案第69号 令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 36 議案第70号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 37 議案第71号 令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 38 議案第72号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）について
- 39 議案第73号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 40 議案第74号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（13名）

1番 斎藤 弘樹	2番 尾矢 利昭
3番 大庭 克彦	4番 雄谷 幸裕
5番 山岸 謙一	6番 松田 健司
7番 志村 國昭	8番 浜野 隆
9番 萬亀山 ちず子	10番 前崎 茂
11番 渡辺 富久馬	12番 山谷 照夫
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	田 中 靖 章
副 町 長	及 川 隆 之
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 参 事	保 坂 一 也
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
併 総 務 課 主 幹	北 山 誠

企 画 課 長	鎌 田 慎
企 画 課 長 補 佐	木 下 慶 太
住 民 課 長	柏 崎 弥 香 子
住 民 課 長 補 佐	山 岸 達 也
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	山 畑 裕 貴
保 健 福 祉 課 参 事	宝 泉 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	山 畑 裕 貴
兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	山 畑 裕 貴
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	宝 泉 大
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	浜 頭 力
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	舩 田 光 恵
豊 似 保 育 所 長	小 村 和 徳
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	寺 井 真
兼 町 営 牧 場 長	寺 井 真
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	山 田 雅 樹
建 設 水 道 課 長	楠 本 直 美
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎 幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	楠 本 直 美
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長	渡 辺 將 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	三 浦 弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中 晃 央
兼 図 書 館 長	村 中 晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中 晃 央

〈選挙管理委員会〉

委員長	辻	田	廣	行
併書記	山	崎	勝	彦

〈監査委員〉

代表監査委員	澤	田	佳	幸
併書記	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委員長	鈴	木	孝	俊
併書記	山	崎	勝	彦

〈農業委員会〉

会長	大	森	康	雄
事務局	森	谷		亨

○出席事務局職員

事務局	白	石	晃	基
次長	佐	藤	直	美
総務係主事補	別	所	龍	月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和6年第3回広尾町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、山岸謙一議員、11番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

8月27日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から報告3件、認定9件、同意4件、諮問1件、議案16件を受理しております。また、教育委員会から報告1件、議会から意見書案2件を受理しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より令和6年5月から7月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

一般質問は、5人の議員から通告があり、9月5日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日4日から9月12日までの9日間とするものです。

お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日4日から12日までの9日間にしたいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日4日から9月12日までの9日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書21ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、浜野隆議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（浜野） 総務常任委員会所管事務調査報告をいたします。

令和6年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1として、委員会の開催状況です。

（1）、開催日は、令和6年7月22日月曜日であります。

（2）以下については記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2として、調査の内容です。

I C Tを活用した学びについて調査資料により説明を受け、広尾小学校の6年生と3年生の授業を視察いたしました。

（1）として、各学校のI C T活用についてであります。

本町の小中学校3校では、G I G A（ギガ）スクール構想により、令和2年度に児童生徒1人1台端末と高速通信ネットワークが整備されました。

①の広尾小学校各学年のI C Tの主な活用についてであります。

1年生では、生活科でタブレットのカメラアプリを活用して、「アサガオの成長の様子を記録」、生き物の特徴や行動を撮影し、「生きものクイズ」を作成して、グループで発表している。

2年生では、国語科の学習課題で語彙を集める学習において活用している。国語辞典を使うより早く、かつ多くの情報を集めることができ、友達との関わりが自然と生まれ、協働的な学習の喚起にも有効である。

3年生では、プレゼンテーションアプリを使用して資料作り、T e a m s（チームズ）の共有機能を使った保護者への情報発信に活用している。

4年生では、総合の調べ学習での活用、算数、社会などでデジタル教科書として活用している。

5年生では、社会科での課題・資料の提示、児童の考えの交流、欠席児童へのオンライン授業などで活用している。

6年生では、国語科でW o r d（ワード）を使って資料作り、社会科でP o w e r P o i n t（パワーポイント）を使って学習のまとめ、理科でスマイルネクストを使って学習内容の振り返りなどで活用している。

次に、②の豊似小学校各学年のI C Tの主な活用であります。

全学年共通で毎日の持ち帰り、宿題、アンケート等調査物、チャレンジテストで活用している。

低学年では、交流授業で使用するクイズを作成、スマイルネクストドリルを活用している。

中学年では、単元の振り返りカードを教師と共有して授業に活用し、社会科、総合の調べ学習でインターネットを活用している。

高学年では、外国語の発音の確認、各教科の児童の感想やまとめ時に活用している。

次に、③の広尾中学校各学年 I C T の主な活用であります。

各学年を共通して各教科で小テストの配付、授業のプリントや資料の配付、グループワーク・振り返りシート等の交流、動画の視聴、総合的な学習で学校行事等のしおり原稿を同時編集、学習のまとめの作成に活用している。アプリを使った確認ドリル、英語科、数学科でデジタル教科書の活用、調べ学習、クイズ形式での知識の定着に活用している。

(2) の G I G A (ギガ) スクールタブレットの更新であります。

使用年数の経過により、処理速度の低下や故障等が発生していることから、G I G A (ギガ) スクールで整備したタブレットの更新を令和8年4月より使用開始できるよう、令和7年度中に購入・整備を予定している。更新には、北海道公立学校情報機器整備事業費補助金を利用し、共同調達による導入を予定している。

(3) の広尾小学校の6年生と3年生の授業視察であります。

I C T を使うことが目的になりがちだが、授業で効果的に使うことを教職員が研究している。毎日何かの教科で I C T を活用しているので根づいてきている。

①、6年生の授業であります。

社会科で T e a m s (チームズ) のネットワークを使って、担任が P o w e r P o i n t (パワーポイント) を利用して授業を進めていました。

聖徳太子について知っていることを児童がタブレットのチャットに書き込むと、担任の手元に次々と届く、それを担任が板書している。

タブレットに表示された今日の課題とまとめを自分のノートに記入しており、タブレットとノートの使い分けができています。

②の3年生の授業であります。

国語科で物語を読んで、自分が感じた物語の世界観を伝えるため、アプリで児童がポスターを作成する。ほかの人が作成したポスターを見て回り、感じたことをそのポスターを書いた人のワークシートに記入していく。ワークシートには8名が記入できる。

ポスターの優秀作品賞をタブレットから投票して、テレビモニターに投票結果が棒グラフで表示される。遊び感覚で取り組めて、集中できている。

日頃からタブレット、テレビモニターを使って、子どもたちにとってよりよい学びを提供するように授業改善の研修を行っている。

広尾小学校での委員の主な質疑であります。

不登校の児童は何人いるのか。不登校児に対するタブレットの活用に対してはどうか。継続的な不登校はいない。欠席児童にはタブレットを活用して授業を発信しているとのことであります。保健室にいる児童が希望すれば、その都度、保健室と教室をつないで授業を受けることにも対応して

いる。児童、親のニーズによってすぐ対応できる体制は整っているとのことであります。

次、クラウド教材では、アプリはどこまで分析してくれるのか。指導の指示まで出てくるのかに対して、正答率が悪ければ、その子に合った問題を提供してくれる。個別的な最適な学びができるとのことであります。

また、クラウド教材の分析をどのように活用しているかに対しては、個々の児童の苦手なところが出てくるので、学年団で共有して個別指導しているとのことであります。

次に、学校の特色を出すことにアプリを改良して活用しているかに対しては、基本的には基礎学力を高めるアプリが導入されている。今まで声に出して発表することが苦手だった子が、ICTを利用してポスターに表現して自分の考えを伝えることができるようになっているとのことであります。

続いて、議員控室での主な質疑であります。

GIGA（ギガ）スクール構想によって、児童生徒に1人1台の端末が整備された。ICT活用授業が5年目になるが、効果と課題の現状についてどのように把握しているかに対し、授業を見ていただいて実感されたと思うが、児童個々が生き生きと授業を受けている。課題は、タブレット購入から年数がたつと処理スピードが遅くなるので、更新によって解決する必要があるとのことであります。

また、タブレットは持ち帰り可能であるが、宿題をタブレットで出しているのであれば、どのような出し方をしているのか。共通の課題を出しているのか、個人別に出しているのかに対しては、共通ドリルを活用しているとのことであります。

次に、当初の購入時には国の手厚い財源措置があったが、更新に当たってはどのように考えているか。現状の課題に対し、令和7年度中に更新して、8年度から新しい端末に移行を考えている。費用負担のこともあるが、共同調達を利用して補助金を活用した導入を考えている。1台当たりの端末の補助基準額が5万5,000円となっており、補助率が国3分の2の実施者が3分の1の補助制度で導入を考えているとのことであります。

また、広域連携で購入するイメージになるのか。また、十勝は統一され、同じタブレットを活用しているグループでの購入になるのかに対しては、共同調達によって共通の仕様書があり、各自治体の予算状況により入札になるとの説明であります。

なお、当日は大変暑い日でございまして、音更町では午後から休校という話もございました。それで、校長、教頭先生はエアコン整備に大変感謝をしていたことを併せて、以上、総務常任委員会報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書25ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（前崎） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

令和6年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、委員会の開催状況でありますけれども、(1)、開催日は令和6年7月23日、1日間でございます。

(2)から(5)までは、記載のとおりであります。

次、2番目、調査の内容であります。

(1)、水産業・水産加工業の現状及び今後の沿岸振興策について、資料に基づき説明を受けたところであります。

1)、広尾町の水揚げの推移について。

本町の水揚げに係る主要魚種、イカ、サケ、シシャモ、毛ガニ、イワシの平成20年から5年ごとの水揚げ量については下記のとおりであります。

まず、イカでありますけれども、平成20年のイカの水揚げ量は2,192.7トンに対し、令和5年182トン、92%の減少、併せてサケも平成20年、2,631.8トンから令和5年、214.7トン、92%の減少ということで、それぞれ9割以上の減少となっております。

また、サケについては、平成20年の水揚げ金額10億8,000万円から令和5年は1億2,000万円、金額で9億6,300万円の減となっております。9割近いマイナスとなっております。

次のページをお開き願います。

シシャモでありますけれども、平成20年の水揚げ314.6トンから令和5年は26.3トンと、288.3トン、92%の大幅な減少となっております。

次、毛ガニでありますけれども、平成25年、30年の73トン、71トンから令和5年は31.8トンと、半分以下に減少しているところでございます。

次、イワシでありますけれども、平成20年はほとんど水揚げがありませんでした。翌21年度から2,000トン台からの水揚げで徐々に増え、平成25年には8,000トン台、30年は3万7,000トン台、そして昨年、令和5年は8万2,000トン、水揚げ金額も平成25年の2億4,000万円から令和5年は49億8,000万円、20倍以上に増加をしております。また、令和5年の全体の水揚げ金額67億300万円と比較すると、イワシの水揚げが全体の74%を占めている、そのような状況となっております。

次、2)、広尾町の漁業関係の推移についてでありますけれども、組合数が平成20年から5年ごとの推移をまとめておりまして、平成20年197人に対して、令和5年138人、59人の減少となっております。

ます。率としては30%のマイナスとなっております。

次、②の漁船トン数別の隻数、平成20年から5年ごとにまとめてございます。

平成20年の昆布漁の船外機船162隻から令和5年は113隻、49隻、30%の減少となっております。
また、3トン未満、3トンから20トン未満、20トン以上を合わせると、平成20年は101隻、これが令和5年では82隻と、19隻、19%の減少となっております。

次、3)、広尾町の水産食料品製造業の推移についてであります。

水産食料品製造業事業所及び従業者数の推移についてであります。

この資料は、経済センサスに基づいて表示しておりますけれども、平成24年の事業所数11から令和3年13事業所、微増となっております。その反面、事業者数については、平成24年258人から令和3年147人、111人、43%の減少となっております。

次、4)、広尾町の沿岸漁業振興策についてであります。

本町の沿岸漁業の振興策は、主にウニ、サケ、エゾバイツブ、ホッキ、昆布等で、漁業協同組合が事業主体として推進しており、広尾町が補助金の交付を行っているものでございます。

まず、①のウニであります。

ウニの増殖対策事業として、ウニ種苗生産施設で10ミリまで生産育成を行い、100万粒の放流を行っております。

総事業費は2,000万円で、町の補助金は650万円となっております。なお、令和3年に発生した赤潮の影響で、令和元年から3年まで12トンから19トンの水揚げがあったものが、令和4年度以降は水揚げされていない状況にあります。

次、②のサケであります。

親魚捕獲からの地場卵を最大限活用することを主眼に、移入卵を含め安定した放流数を確保している。令和5年度の稚魚放流数は2,593万匹となっている。

さけ・ます増殖振興事業での総事業費は264万円で、町の補助金は120万円となっています。

令和元年から令和4年までの水揚げが411トンから493トン、これが令和5年は215トンと、約5割程度の減少となっております。

③、エゾバイツブであります。

海中で産卵した卵塊を地上で保護育成し、禁漁区での放流事業に取り組み、資源の増大を図っています。令和元年の48トンの水揚げに対し、令和5年は104トン、増加傾向にあります。

エゾバイ卵塊放流事業等の総事業費は60万円に対し、町の補助金は30万円となっております。

次、④、ホッキであります。

浅海域に生息する稚貝3.7トンを水深帯の有効漁場に移植し、資源の保全を行っている。また、他の地区から成貝を購入し、禁漁区に放流、資源再生を目指している。

ホッキガイ稚貝移植放流事業等の総事業費は1,009万円で、町補助金は344万円となっている。

令和元年から2年までの水揚げが154トンから184トン、これが令和5年には73トンと、近年は減少傾向にあります。

⑤、昆布であります。

昆布の浅海域効果試験調査事業により資源の維持・回復を図ることを目的に、雑海藻駆除を行っております。総事業費は740万円で、町の補助金は118万円となっています。

昆布の水揚げは、令和元年から5年まで74トンから110トンで推移しております。

委員からの主な質疑であります。

正組合員数が平成20年の197人から令和5年は138人と60人ほど減少しているが、今後の見通しと組合員の年齢構成は把握されているか。これに対して町からは、今後の組合員数の見通しは減少傾向にあると認識している。以前は乗組員も組合員として加入していたが、現在は経営者組合として、漁業権を所有していることが要件となるため、後継者は一定の制限はある。年齢構成については把握していない。

委員から、ウニの水揚げは赤潮の影響で令和4年、5年がゼロとなっているが、今後の見通しは。また、過般の報道でウニの生育において海水温が23度になると衰弱するとのことであるが、本町の海域での海水温の調査、把握はどのようにしているのか。町の説明であります。養殖ウニを放流して5年以上経過したら漁獲できると期待をしているので、令和7年度に水揚げされると見込んでいます。海水温度の調査は特段実施していない。国が実施している海水温の調査で厚岸沖のデータがあるが、10年前と比較してそれほど上昇していない状況である。

委員からの質問。タコの水揚げの推移を見ると、平成16年に1,400トンあったが、令和3年には291トン、5年には78トンと近年急激に落ち込んでいる。また、ツブも平成16年の545トンの水揚げに対し、令和5年は31トンまで激減しているが、沿岸漁業の振興の観点からの増殖事業の考えは。町の説明であります。全道の各地域で増殖事業を行っているが、5年程度の実績しかなく、水揚げ量としてもそれほど多いとは言えない状況である。増養殖事業については、漁協とも今後協議しながら沿岸漁業の振興を図っていきたい。

委員からの質疑であります。その他の魚介類としてどのような魚種があるのか。例えば、マツカワなどについて。町の説明は、その他の魚介類の中にはサバなどもあるが、量的に少ない。また、マツカワは試験的に行っているが、水揚げは5トン前後で量的に少ないので、魚種名としては出てこない。

以上で、産業常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 令和6年第3回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

初めに、1点目の令和6年度普通交付税の決定についてであります。

本年度の普通交付税額が7月23日に決定いたしましたので、その概要について説明をいたします。

別紙の行政報告資料をご用意いただきます。中段の太枠をご覧ください。

本年度の普通交付税は34億6,770万円であります。当初交付決定額で前年度と比較しますと、交付額で318万1,000円の減、率で0.1%の減となりまして、地方財政計画上の増加率1.7%を1.8ポイント下回る結果となりました。

また、臨時財政対策債の令和6年度発行可能額は924万4,000円で、率で55.5%の減となっております。

なお、普通交付税と臨時財政対策債の合計では34億7,694万4,000円となり、前年度の当初の合計額と比較しますと、金額で1,472万3,000円、率で0.4%の減となりました。普通交付税の減額要因の主なものは、基準財政需要額で公債費の減、基準財政収入額で町民税等の増により全体として増加したことによるものであります。

また、令和6年度の当初予算については、普通交付税33億9,400万円、臨時財政対策債1,000万円、合計34億400万円を計上しておりますが、算定の結果、7,294万4,000円の追加補正という結果になったところでございます。

次に、2点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名は、防舷材改修工事（第4ふ頭第3岸壁）であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東2丁目138番地、アカイン建設株式会社、代表取締役赤石よしの氏であります。

契約額は3,234万円でありまして、工期は令和6年7月31日から令和6年11月29日までであります。

工事の概要であります。施工場所は会所前6丁目ほかでありまして、工事内容は防げん材改修工事一式であります。

指名業者等の状況についてであります。有限会社田中建設、株式会社ホリタ、アカイン建設株式会社、株式会社三浦建設の4業者をもって入札を行いまして、落札率は98.8%であります。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、5日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時まで、もしくは散会后2時間以内に具体的内容を記載した文書をもって通告を願います。

◎日程第7 報告第8号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第8号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を行います。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第8号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて別冊のとおり報告をさせていただくものであります。

なお、詳細につきましては、副町長より補足説明をいただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

及川副町長。

1、副町長（及川） それでは、報告第8号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、お手元の関係資料の確認をさせていただきます。初めに別冊の令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書、次に別冊－1、監査委員からの令和5年度広尾町決算に基づく健全化判断比率審査意見書、そして別冊－2、同じく監査委員からの令和5年度広尾町公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書、以上の3冊が報告第8号に関わる関係資料となります。ご確認をお願いいたします。

それでは、別冊の令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをお開きいただきたいと思います。

こちらが令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書であります。中段米印のところに概要を整理しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

表の説明であります、判断項目といたしまして実質赤字比率から将来負担比率まで4つの指標でありまして、それぞれの判断比率は、標準財政規模と比較して指標化したものであります。

指標と判断基準の関係であります、これら4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、自主的な改善努力によります財政健全化計画を定め、また、将来負担比率を除く3つの指標のいずれかが財政再生基準を超えた場合には、国の関与、指導によります財政再生計画を定めなければならないこととなります。

本町の健全化判断比率の状況であります。

実質赤字比率は一般会計等の実質収支が赤字の場合に数値として表示されますが、令和5年度は黒字決算のため、比率の表示はありません。

連結実質赤字比率については、全会計を含めた実質赤字の場合に数値として表示されます。こちらも全会計黒字となったことから、比率の表示はありません。

次の実質公債費比率につきましては13.6%で、前年比0.9ポイントの減であります。減の主な理由は、令和5年度の港湾債の満期一括償還方式に係る償還額が減少したためであります。

将来負担比率は、一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づくもの、さらに特別会計への繰出金のうち公債費に係るものなど、将来負担すべき実質的な負債の残高等を対象としておりまして、令和5年度決算は21.5%で、前年比3.9ポイントの減であります。減となった主な要因は、一般会計等の地方債現在高の減によるものであります。いずれも早期健全化基準を下回っているところであります。

なお、詳細につきましては、2ページから5ページに記載のとおりであります。後ほどご確認をお願いしたいと思います。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらが資金不足比率報告書であります。

公営企業会計に係る資金不足比率の状況であります。

本町におきましては、令和5年度から簡易水道事業特別会計が公営企業法を適用したことにより水道事業会計に統合され、下水道事業特別会計も同じく公営企業法を適用したことで下水道事業会計に移行しておりますので、公営企業法適用企業として水道事業会計と下水道事業会計が、法非適用企業として港湾管理特別会計が対象となっております。

令和5年度決算は、いずれも資金不足の状況になる会計はありませんでした。

なお、詳細につきましては、7ページから8ページに記載しているとおりであります。後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、別冊－1の令和5年度広尾町決算に基づく健全化判断比率審査意見書をお手元にご用意いただきたいと思います。

2ページをお願いいたします。

5の審査結果の(1)、総合意見であります。

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めるとするものであります。

続きまして、別冊－2、令和5年度広尾町公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書をご用意いただきたいと思います。

1枚めくって、1ページをお願いいたします。

一番下の5の審査の結果であります。審査に付された令和5年度各公営企業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、各公営企業会計決算において資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算定されないことを確認したとするものであります。

以上で、報告第8号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第8号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎日程第8 報告第9号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第9号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を行います。

山岸教育長、登壇願います。

1、教育長（山岸） それでは、報告第9号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき報告をさせていただきます。

初めに、報告書の一部に誤りがございましたので、お詫びし、訂正させていただきます。

点検及び評価報告書36ページをお開き願います。

一番下段の読書活動の推進についての記載ですが、文中2段目、読書「週間」について、正しくは習う「習慣」でありました。誠に申し訳ございませんが、お手元の資料の訂正をお願いいたします。

改めまして、1ページをお開き願います。

まず、総合教育会議の開催状況であります。

改正地方教育行政法の施行に伴い平成27年度に設置されました広尾町総合教育会議につきましては、10月10日に会議を開催しております。会議における議題等につきましては、掲載のとおりであります。

次に、2ページから4ページまでは、教育委員会会議の開催状況についてであります。令和5年度は、9回の会議を開催しております。各会議における議題等につきましては、掲載のとおりとなっております。

次に、5ページから12ページまでは、令和5年度における教育委員の主な活動状況を載せております。

次の13ページは、教育委員会に設置しております主な審議機関等の開催状況について掲載しております。

14ページには、令和5年度の教育費に係る予算と決算の状況を載せてございます。教育費全体の予算に対する執行率は71.7%となっております。執行率が減少した主な理由は、各小中学校におけるエアコン設置に係る工事費が翌年度繰越しとなったためであります。

次に、教育委員会の事務事業の執行状況等について掲載しております。

まずは、15ページから22ページには、令和5年度の教育行政執行方針に関する主な施策について、学校教育、学校給食、社会教育、社会体育、図書館の項目ごとに整理してございます。

続く23ページから29ページには、学校教育に関する事業の状況といたしまして、各学校の学級編制や児童生徒数をはじめ、学校教育に係る事業の実施状況、学校等施設の耐震状況について載せて

おります。

また、30ページからは文化・社会教育・社会体育に関する事業の状況を載せており、33ページ、34ページには令和5年度の文化賞・スポーツ賞等の受賞者一覧を掲載してございます。

なお、これらの事項につきましては、広尾町民生児童委員協議会会長下森現勇氏並びに広尾町PTA連合会会長山田雅樹氏のお二人からご意見をいただいております、その内容は35ページから36ページに掲載させていただいております。

以上で、簡単ではございますが、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について説明を終わらせていただきます。

- 1、議長（堀田） ただいまの報告に対しまして、特に確認することがあれば、発言を許します。
（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第9号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を終わります。

◎日程第9 報告第10号

- 1、議長（堀田） 日程第9、報告第10号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和5年度における業務実績に関する評価についての報告を行います。

田中町長、登壇願います。

- 1、町長（田中） 報告第10号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和5年度における業務実績に関する評価についてであります。

地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和5年度における業務実績に関する評価を行いましたので、同条第5項により、その評価結果を報告いたします。

評価を行うに当たりましては、国保病院から提出がありました業務実績報告書の内容を確認し、令和5年度の年度計画に登載された取組につきまして、小項目及び大項目の項目別評価を行い、その結果を踏まえまして、全体評価では中期計画の進捗状況につきまして総合的な評価を行ったものであります。

別冊の令和5年度における業務実績に関する評価結果をご用意願います。

2ページをお願いいたします。

1の全体評価、(1)、評価結果であります。

全体評価につきましては、項目別評価の結果を踏まえまして、「中期計画の実現のためには、やや遅れている」という評価が妥当であると判断いたしました。

項目別評価につきましては、大項目「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、大項目「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び大項目「第3 財務内容の改善に関する目標を達成する

ためとるべき措置」、これら3つの項目につきましては、いずれもC評価（中期計画の実現のためには、やや遅れている）と判断いたしました。

大項目「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきましては、A評価（中期計画の実現に向けて、計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。

なお、評価結果の詳細につきましては、担当参事より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（宝泉） 報告第10号につきまして補足説明をいたします。

お手元に報告第10号別冊、令和5年度における業務実績に関する評価結果と、報告10号関係資料1、年度計画（令和5年度）、この2つの資料をご用意ください。別冊と関係資料1でございます。

初めに、別冊、業務実績に関する評価結果の1ページをご覧ください。

上段の評価の方法についてです。

評価方法は、国保病院が策定した年度計画や中期計画などの進捗状況を項目別評価と全体評価により評価いたしました。

項目別評価につきましては、まず中段の表1の基準により、小項目をローマ数字のVからIまでの5段階で評価し、小項目評価の結果を下段の表2の基準に当てはめ、大項目をアルファベットSからDまでの5段階で評価し、大項目評価の結果を踏まえまして、全体評価を行いました。

次に、4ページをご覧ください。

2の大項目評価についてです。

大項目の「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」につきまして、(1)の評価結果はC評価（中期計画の実現のためには、やや遅れている）と判断いたしました。

(2)の判断理由につきましては、記載のとおりでございます。

(3)の大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、今度は関係資料1、年度計画の1ページをご覧ください。

小項目評価の主な評価結果を説明いたします。

上段1の町立病院としての役割、(1)、救急医療体制の充実、この小項目評価につきましては、地域医療連携ネットワークシステムの活用による患者情報の共有により、北斗病院との救急対応時の連携体制を維持し、脳卒中の救急対応では、緊急画像連携システムにより北斗病院との診療情報の共有がスムーズになされたことを評価し、IVの「計画を上回っている」といたしました。

3ページをご覧ください。

中段やや下の(5)、疾病予防、重症化予防の取組につきましては、その下の表をご覧ください。人間ドック、特定健診、SMILEドックの受診件数がいずれも目標値に達しなかったため、小項

目評価はⅡの「計画を下回っている」といたしました。

次に、5ページをご覧ください。

中段やや上の2の医療水準の向上、(1)、医療職の人材確保と人材育成につきましては、次のページ、6ページをご覧ください。

下段の表は、医療職の人材確保の数値目標と実績値です。常勤医師数は目標値4人を達成できず、殊に常勤内科医の不足が入院医療における患者数の伸び悩みに影響したこと、看護師の人数も27人と目標値35人を大きく下回り、従前からの課題が一層際立ったこと、表内の数値目標にはありませんが、課題である薬剤師の不足を解消できなかったことなどから、小項目評価はⅡの「計画を下回っている」と判断いたしました。なお、評価に当たっての意見・指摘等につきましては、表の下のとおり「引き続き、看護師と薬剤師の確保に努めること」と意見を付しております。

次に、少し飛びまして10ページをご覧ください。

上段4の医療の質の向上、(1)、医療安全対策の徹底につきまして、下段、表の下の小項目評価は、北斗病院の医療安全対策科と感染対策科との連携体制の構築、院内医療安全委員会の開催による事例収集と再発防止の検討、院内感染防止対策委員会の開催による耐性菌の発生状況の確認と感染対策の検討など、医療安全対策の徹底が図られたことを評価し、Ⅳの「計画を上回っている」といたしました。

次に、別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただき、7ページをご覧ください。

大項目の「第2 業務の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」につきまして、(1)の評価結果はC評価と判断いたしました。

(2)の判断理由につきましては、記載のとおりです。

(3)、大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料1、年度計画の12ページをご覧ください。

上段1、地方独立行政法人としての運営管理体制の確立の小項目評価につきましては、定例の理事会で重要事項を決定し、責任者会議で各部門の情報共有が図られたことを評価し、Ⅳの「計画を上回っている」と判断いたしました。

次のページ、13ページをご覧ください。

上段の(3)、人事評価システムの構築と給与制度についてですが、小項目評価は、人事評価システムが構築されておらず、人事評価研修会も開催されなかったことから、Ⅰの「計画を大幅に下回っている」といたしました。なお、評価に当たっての意見・指摘等につきましては、記載のとおり意見を付しております。

次に、別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただき、8ページをご覧ください。

大項目の「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」につきまして、(1)の評価結果はC評価と判断いたしました。

(2)の判断理由につきましては、記載のとおりでございます。

(3)の大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料1、年度計画の15ページをご覧ください。

上段の1の持続可能な経営基盤の確立につきましては、その下の表をご覧ください。経常収支比率は5年度の実績値が100.1%と目標値に届きましたが、医業収支比率は62.2%と目標値を下回ったほか、特に職員給与費比率は、医業収益に対する職員給与費の割合で経営の弾力性を見るもので、数値の低いほうが望ましいものですが、実績値は91.0%と目標値84.4%を大きく下回りました。このことから、小項目評価はⅡの「計画を下回っている」といたしました。なお、評価に当たっての意見・指摘等につきましては、記載のとおり意見を付しております。

次に、その下の2の収入の確保につきましては、次のページ、16ページの表をご覧ください。

入院患者数、病床利用率、平均入院単価はいずれも目標値に届かなかったものの、積極的に入院受入れを行ったことで、入院患者数が1万1,406人と昨年度との比較で1,956人増え、入院収益は対前年度比約4,120万円の増収となりました。外来患者数、平均外来単価も目標値を下回りました。コロナワクチン接種で一部診療科を休診した影響などで、外来患者数は3万9,208人と昨年との比較で6,332人の減となったほか、コロナワクチン接種が平均外来単価を押し下げ、外来収益は対前年度比、2,992万円の減収となりました。これらのことから、小項目評価はⅡの「計画を下回っている」と判断いたしました。なお、評価に当たっての意見・指摘等につきましては、記載のとおり意見を付しております。

続きまして、別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただき、9ページをご覧ください。

大項目の「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきまして、(1)の評価結果はA評価といたしました。

(2)の判断理由につきましては、記載のとおりです。

(3)の大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料1、年度計画の18ページをご覧ください。

上段の1の町からの財政支援についてです。町の負担金・交付金は3億5,404万円と中期計画の予定額3億4,425万円との比較で979万円の超過となりました。医業収益の減が主な要因ですが、比較的に超過幅が小さく、昨年度との比較で2,841万円の減となったため、小項目評価はⅢの「計画をおおむね順調に実施している」が妥当であると判断いたしました。

最後に、別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただき、2ページをご覧ください。

1の全体評価についてですが、大項目の第1、第2、第3がC評価、第4がA評価、これらの結果を総合的に評価し、全体評価は「中期計画の実現のためには、やや遅れている」が妥当であると判断いたしました。

この別冊の10ページをご覧ください。

小項目評価の集計結果を表にまとめたものでございます。

次に、11ページにつきましては、小項目評価の結果表でございます。

次のページ、12ページから14ページまでは、予算、収支計画、資金計画で、令和5年度の決算額を併記したものでございますので、後ほどご確認ください。

また、お配りいたしました報告第10号、関係資料2につきましては国保病院から提出がありました業務実績報告書、報告第10号、関係資料3は財務諸表でございます。

補足説明は以上でございます。

- 1、議長（堀田） ただいまの報告に対しまして、特に確認することがあれば、発言を許します。
（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第10号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和5年度における業務実績に関する評価についての報告を終わります。
休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

再開します。

◎日程第10 報告第11号

- 1、議長（堀田） 日程第10、報告第11号 専決処分の報告についての報告を行います。
田中町長、登壇願います。

- 1、町長（田中） 報告第11号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

5ページの専決処分書であります。

業務移動中の事故に係る損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分をしたものであります。

相手方につきましては、記載のとおりであります。

事故の概要は、令和5年12月18日、公園通北2丁目52番地、給食センター駐車場において、建設水道課所属の会計年度任用職員が運転する公用車が出勤者の車両と接触し、相手方の自動車左側面部に損害を与えたものであります。

和解の内容であります。保険会社が相手方に損害賠償金の支払いの後、相手方は広尾町に対する損害賠償請求権を放棄し、本件に関して裁判上、裁判外を問わず一切の異議申立て、請求を行わないとするものであります。

損害賠償金は、30万5,155円であります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。
（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第11号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第11 認定第1号～日程第19 認定第9号

1、議長（堀田） 日程第11、認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19、認定第9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に、認定第8号 令和5年度広尾町水道事業会計決算認定についてから認定第9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定についてまでの2件につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

各会計の決算認定につきまして、認定方よろしく願いを申し上げる次第であります。なお、それぞれの各会計の決算の内容につきましては、副町長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

及川副町長。

1、副町長（及川） それでは、順次資料の説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書並びに決算関係資料の確認をお願いいたします。

まず、令和5年度広尾町各会計別決算書であります。次に、令和5年度決算に係る主要な施策等説明資料であります。続きまして、令和5年度広尾町水道事業会計決算書であります。次に、令和5年度広尾町下水道事業会計決算書であります。さらに、監査委員からの決算審査意見書が2冊あります。一般会計及び特別会計、公営企業会計、合わせまして2冊であります。以上6冊が決算に関わります関係資料であります。ご確認をお願いしたいと思います。

まず、一般会計の決算についてご説明したいと思います。

広尾町各会計別決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページから2ページにまたがります令和5年度の会計別決算の総括表であります。

このうち、最上段の一般会計であります。

予算現額77億2,211万5,000円に対しまして、その右の列、歳入決算額74億2,803万2,842円、歳出決算額71億9,913万832円、差引き額2億2,890万2,010円でありまして、歳入決算額に対する歳出決算額の執行率は96.9%であります。

次に、特別会計の関係であります。

港湾管理特別会計から病院事業債管理特別会計の6つの特別会計の合計であります。下から2段目が合計欄となります。予算現額22億4,768万2,000円に対しまして、歳入決算額22億372万4,130円、歳出決算額21億6,180万3,593円、差引き額4,192万537円、執行率は98.1%であります。

次に、令和5年度決算に係る主要な施策等説明資料のほうをご用意いただきたいと思います。

主要な施策等説明資料の1ページをお願いいたします。

こちら、第1表、令和5年度各会計別決算概況の表の1から順次説明いたします。

単位は1,000円あるいはパーセントであります。

まず、1の一般会計決算状況についてであります。令和5年度の歳入歳出差引きの決算額につきましては、(C)欄の2億2,890万2,000円となりました。翌年度に繰り越すべき財源(D)欄は1,139万8,000円を差し引き、実質収支は(E)欄、2億1,750万4,000円となったものであります。

次に、単年度収支(F)欄は2,736万3,000円、積立金(G)欄は8,000円、繰上償還額(H)欄及び積立金取崩額(I)欄はありませんでした。結果、実質単年度収支(J)欄は2,737万1,000円となったものであります。

次に、2の一般会計地方債残高及び財政指数状況等であります。

令和5年度の地方債の現在高であります、91億978万2,000円であります。前年度比7億6,080万6,000円の減であります。内訳といたしまして、政府資金62億6,063万2,000円、その他が28億4,915万円であります。

次の次年度以降債務負担行為額であります、3億5,735万3,000円であります。前年度と比較し、1億3,609万1,000円の減であります。

次に、令和5年度決算における本町の実質公債費比率は13.6%で、前年度比0.9ポイントの減、将来負担比率は21.5%であり、前年度比3.9ポイントの減であります。

次に、その右の真ん中の表の関係であります。

令和5年度の財政力指数であります、0.225であります。

次の経常収支比率については82.9%でありまして、前年度比4.8ポイントの減であります。

次に、税の徴収関係であります。全体では96.5%でありまして、前年度比0.1ポイントの増であります。現年度分につきましては、前年度と同率となっております。

次に、その右の表、3の基金の状況であります。

令和5年度の全会計の合計積立金現在高は34億3,806万7,000円あります。内訳であります、財政調整基金が6億8,404万8,000円、減債基金が13億4,960万1,000円、その他特定目的基金が12億9,711万6,000円となっております。

次に、国民健康保険基金が4,764万7,000円、介護保険給付費準備基金が5,965万5,000円あります。用品購入基金の現在高が800万円で、これを含めた合計額は34億4,606万7,000円となっております。

備荒資金組合の納付金関係ありますが、現在高が2億3,498万7,000円となっております。

次に、その下の表、4の各会計別決算状況であります。

こちら、一番右側の列の上段、地方債の令和5年度末現在高について説明をさせていただきます。

まず、港湾管理特別会計では1億823万7,000円で前年度と比較し1,924万1,000円の減、国民健康保険事業勘定特別会計では217万1,000円で107万7,000円の減、1つ飛びまして、介護サービス事業特別会計では5,950万円で5,950万円の増、さらに1つ飛びまして、病院事業債管理特別会計は2億7,425万9,000円で2,553万2,000円の減であります。特別会計全体では、令和5年度末残高4億4,416万7,000円で1,365万円の増であります。

次に、一番下の表、5の特別会計等への繰出金及び補助金（企業会計）決算額の状況であります。記載のとおり、それぞれの会計で増減しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上が、令和5年度の一般会計及び各特別会計の決算概況であります。

それでは、次に、監査委員からの決算書の意見書が提出されておりますので、別冊の令和5年度広尾町一般会計及び特別会計決算審査意見書並びに広尾町基金運用状況審査意見書をご用意いただきたいと思います。

別冊であります。1ページをお願いいたします。

1ページの下の方の5の審査の結果であります。

令和5年度広尾町各会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。また、予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務に関わる事務は適正に執行されたものと認めるとされているのが監査委員の審査結果であります。

次に、12ページをお願いいたします。

令和5年度広尾町基金運用状況の審査意見書であります。

広尾町の各基金の関係でありまして、3の審査の結果であります。令和5年度基金運用状況については、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。基金運用の計数は次表のとおりであり、基金の目的に沿って適正に運用されたものと認めるとされているものであります。

次に、認定第8号の水道事業会計決算であります。

令和5年度広尾町水道事業会計決算書をご用意いただきたいと思います。

この決算書の16ページをお開きいただきたいと思います。

（1）の総括事項によりまして、決算の報告をさせていただきます。

令和5年度における水道事業は、給水戸数が前年度より346戸増の3,161戸、給水人口は4,872人となりました。有収水量は、簡易水道事業の統合などの影響で、45万5,563立方メートル増の97万6,454立方メートルとなりました。

水道使用料の収納率は、現年度分98.3%で前年度比0.8ポイントの減、過年度分62.1%で前年度比0.8ポイントの減、全体では97.7%と前年度比0.7ポイントの減となり、滞納額は前年度比105万9,910円増の377万6,854円となったところであります。

有収率は、既設老朽配水管の布設替えを行い、漏水箇所の修繕に努めた結果、前年度と同率の81.5%になりました。

建設改良については、有効期間が満了となる量水器の更新をはじめ、老朽化した配水管の改良工事を行いました。

経営状況は、地方公営企業の基本原則に立脚し経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努め、収益的収支は税抜きで、水道事業収益 2 億 8,354 万 1,526 円に対し、水道事業費用 2 億 7,736 万 346 円で、差引き 618 万 1,180 円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額 3,914 万 7,000 円に対し、支出額 1 億 5,683 万 5,282 円で、資本的収支不足額 1 億 1,768 万 8,282 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 1,056 万 2,340 円、過年度損益勘定留保資金 5,343 万 8,717 円、当年度損益勘定留保資金 5,368 万 7,225 円で補填いたしました。

なお、当年度純利益については、今後の企業債の償還及び建設改良に対処するため積立処分を行いました。

続きまして、認定第 9 号の下水道事業会計の決算であります。

お手元の令和 5 年度広尾町下水道事業会計決算書をご用意いただきまして、18 ページをお開きいただきたいと思います。

総括事項によりまして、報告させていただきます。

令和 5 年度における下水道事業は、水洗化世帯数が前年度より 47 世帯減の 2,494 世帯、水洗化人口は 4,724 人となりました。有収水量は、水洗化人口の減少などにより 1 万 5,012 立方メートル減の 42 万 7,046 立方メートルとなりました。

下水道使用料の収納率は、現年度分 90.3%、過年度分 93.2% で、全体として 90.7% となり、水道事業事業預り金 686 万 2,651 円、滞納額は 240 万 9,641 円となったところであります。

下水終末処理場への流入汚水量は 44 万 1,233 立方メートルとなり、有収率は 96.8% となりました。

建設改良については、ストックマネジメント計画に基づく下水終末処理場機械・電気設備の更新工事及び個別排水処理施設整備工事を行いました。

経営状況は、地方公営企業の基本原則に立脚し経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努め、収益的収支は税抜きで、公共下水道事業収益及び個別排水処理事業収益 3 億 9,940 万 337 円に対し、公共下水道事業費用及び個別排水処理事業費用 3 億 3,566 万 8,559 円で、差引き 6,373 万 1,778 円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支につきましては、収入額 1 億 352 万 9,300 円に対し、支出額 2 億 7,589 万 8,944 円で、資本的収支不足額 1 億 7,236 万 9,644 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 956 万 7,827 円、当年度損益勘定留保資金 1 億 6,280 万 1,817 円で補填いたしました。

次に、公営企業会計におけます監査委員からの意見書について報告させていただきます。

別冊の令和 5 年度広尾町公営企業会計決算審査意見書をご用意いただきたいと思います。

こちらにつきましては、水道事業会計及び下水道事業会計に対する審査結果の意見であります。

1 ページをお願いいたします。

一番下の 5 の審査の結果であります、令和 5 年度広尾町各公営企業会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。

予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務に関わる事務は適正に執行されたものと認めたと記されているものであります。

以上で、認定第 1 号から認定第 9 号までの補足説明を終わらせていただきます。

各会計におきます各事業につきまして一定の推進ができましたことにつきまして、ひとえに町民の皆様、議員各位の多大なご指導、ご理解、ご協力のたまものであります。改めて厚くお礼と感謝の意を表す次第であります。重ねまして、認定方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件9件は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、委員会には必要に応じて地方自治法第98条による検閲検査請求権を付与しておきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件9件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、決算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります渡辺富久馬議員に臨時委員長をお願いします。

決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時42分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には浜野隆議員、副委員長には萬亀山ちず子議員が互選されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

若干早いですが、昼食のため、休憩します。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第20 同意第4号

1、議長（堀田） 日程第20、同意第4号 広尾町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 同意第4号 広尾町教育委員会教育長の任命について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町教育委員会教育長であります山岸直宏氏が本年10月8日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

山岸氏は、昭和40年、大樹町のお生まれで、現在59歳であります。昭和58年に広尾町役場に奉職し、教育委員会管理課長、総務課長、企画課長の職を歴任され、本年6月から教育長として本町の学校教育のより一層の充実を図り、子どもたちの健全育成など教育行政の発展にご尽力いただいております。幅広い行政経験を持ち、教育・文化に対しても豊富な識見を有しており、教育長として適任であると考え、提案させていただきました。

なお、任期につきましては、令和6年10月9日から令和9年10月8日の3年間となるものであります。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第4号 広尾町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は、12人であります。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、尾矢利昭議員、8番、浜野隆議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票願

います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序を申し上げます。

1 番、斎藤弘樹議員、2 番、尾矢利昭議員、3 番、大庭克彦議員、4 番、雄谷幸裕議員、5 番、山岸謙一議員、6 番、松田健司議員、7 番、志村國昭議員、8 番、浜野隆議員、9 番、萬亀山ちず子議員、10 番、前崎茂議員、11 番、渡辺富久馬議員、12 番、山谷照夫議員。

（投票）

1、議長（堀田） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。尾矢利昭議員、浜野隆議員、開票の立会いを願います。

（開票）

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち賛成11票、反対1票、白票零票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

ただいま教育長に選任された山岸直宏君から発言の申出がありますので、これを許します。

山岸直宏君、登壇願います。

1、教育長（山岸） 貴重なお時間をいただき、このような場を設けていただきまして、感謝申し上げます。

ただいま議員の皆様方の格別のご高配により、教育長の再びの任命同意を賜り、誠にありがとうございます。

6月1日より教育長の職を務めさせていただき、あっという間の3か月間でございました。就任時より掲げている教育力向上に向け、今後も粉骨砕身の覚悟で臨んでいく所存であります。

議員の皆様には、今後も格段のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎日程第21 同意第5号

- 1、議長（堀田） 日程第21、同意第5号 広尾町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
田中町長、登壇願います。

- 1、町長（田中） 同意第5号 広尾町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。
現在、教育委員であります齊藤一也氏が本年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
齊藤氏は、昭和52年のお生まれで、現在は本町本通10丁目において有限会社広和堂を経営しております。明るく誠実な人柄に、豊かな教養と優れた識見を有していることから、教育委員として適任であると考え、提案させていただきました。
なお、任期につきましては、令和6年10月1日から令和10年9月30日の4か年となるものであります。
ご同意方よろしくお願い申し上げます。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。
本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。
これより同意第5号 広尾町教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第22 同意第6号

- 1、議長（堀田） 日程第22、同意第6号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
田中町長、登壇願います。

- 1、町長（田中） 同意第6号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。
現在、固定資産評価審査委員であります齊藤政明氏が本年10月24日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの

であります。

齊藤氏は、昭和30年のお生まれで、昭和56年に測量士の資格を取得され、現在は本町西2条11丁目において株式会社旭広尾エンジニアを経営されております。齊藤氏には、平成3年に固定資産評価審査委員をお願いし、今日に至っているところであり、固定資産全般にわたって精通されており、委員として適任であると考え、提案させていただきました。

なお、任期につきましては、令和6年10月25日から令和9年10月24日の3か年となるものであります。

ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第6号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第23 同意第7号

1、議長（堀田） 日程第23、同意第7号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 同意第7号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員であります大林勝則氏が本年10月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

大林氏は、昭和32年のお生まれで、昭和50年、広尾町役場に奉職し、在職中に税務課資産税係長、税務課長補佐を務め、平成29年に定年退職され、平成30年から固定資産評価審査委員をお願いし、今日に至っております。幅広い行政経験と固定資産全般にわたって豊富な識見を有しており、委員として適任であると考え、提案させていただきました。

なお、任期につきましては、令和6年11月1日から令和9年10月31日の3か年となるものであります。

ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第7号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第24 諮問第1号

1、議長（堀田） 日程第24、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります坂本和子氏が本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を再任いたしたく、候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

坂本氏は、昭和31年のお生まれで、昭和51年4月から平成10年3月までの22年間、幼稚園教諭として子どもたちの養育にご尽力をいただいた方であります。また、平成31年1月1日に同委員に就任以来、人権擁護に関わる相談業務に従事され、地域住民の信望が厚く、子どもや女性といった人権の分野において識見も高いことから、人権擁護委員として適任であると考え、提案させていただきました。

なお、任期につきましては、令和7年1月1日から令和9年12月31日の3か年となるものであります。

よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

◎日程第25 議案第59号

1、議長（堀田） 日程第25、議案第59号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第59号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名は、総合行政情報システム用端末購入業務であります。

取得財産は、総合行政情報システム用端末一式であります。

取得目的は、総合行政情報システム用端末の更新であります。

契約額は、657万8,000円であります。

契約の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長中川義雄氏であります。

納入期限につきましては、本議案の議決後、令和6年12月27日までであります。

指名業者等の状況についてであります。株式会社曾我、大丸株式会社道東支店、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社エイチ・シー・シーの5業者をもって入札を行いまして、落札率は64.7%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第59号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第60号

1、議長（堀田） 日程第26、議案第60号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第60号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名は、校務用パソコン等更新業務であります。

取得財産は、校務用パソコン・サーバー等一式であります。

取得目的は、校務用パソコン・サーバー等の更新であります。

契約額は2,035万円でありまして、うち、校務用のパソコン・サーバー等、物品の取得分としましては1,870万9,757円であります。

契約の相手方は、帯広市西19条南1丁目4番地22、大丸株式会社道東支店、支店長吉田雄二郎氏であります。

納入期限につきましては、本議案の議決後、令和7年3月31日までであります。

指名業者等の状況についてであります。株式会社曾我、大丸株式会社道東支店、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社エイチ・シー・シーの5業者をもって入札を行いまして、落札率は53.7%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第60号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第61号

1、議長（堀田） 日程第27、議案第61号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第61号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき、本町においても条例で定める基準の改正を行うものであります。

議案資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

改正の内容といたしましては、保育所等における保育士の配置基準について満4歳児以上の配置基準を30対1から25対1へ、満3歳児の配置基準を20対1から15対1へ改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、附則第1項において、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用したいとするものであります。

また、第2項において、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の当該条例を適用しないとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

6番、松田議員。

1、6番（松田） 本案は全体的に児童にとってより手厚い職員配置になるということで認識しておりますが、反面、人材不足が叫ばれている昨今ですが、来年度の施行に当たって、人材配置等職員の確保について滞りなく行われるものであるかどうか、お伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 浜頭子育て世代包括支援センター長。

1、子育て世代包括支援センター長（浜頭） それでは、ただいまの質問につきまして説明させていただきます。

現在の職員、来年度以降大丈夫なのかということだと思います。現在の児童数、それと保育士の数を今回の改正に照らし合わせても、現在は不足にならず大丈夫であります。

しかし、今、松田議員が言ったように、今後どうなるか分かりません。今回改正しましたが、当分の間は今までどおりの保育従事に対する職員数としたいと考えております。また、今後、児童の数と職員の数も見定めて、問題がないようなら改正どおりで当町も進めることとしたいと思っております。

りますが、今のところは、附則に定めているとおり、現状のままの定員、先生の配置としたいと思っております。

ただ、何回も言いますが、今の状況で、もし改正したとしても、児童、先生の数には不足はないところでございます。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第61号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第62号

1、議長（堀田） 日程第28、議案第62号 広尾町放課後児童クラブ設置条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第62号 広尾町放課後児童クラブ設置条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において不当な差別的取扱いが禁止されており、本条例に当該箇所があったため、改正を行うものであります。

議案資料の3ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

文言の整理といたしまして、第4条各号の表現を改めるものであります。

なお、本改正条例は、附則において公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

6 番、松田議員。

1、6 番（松田） 本案の現行と改正の差の部分でどのようなところが変わるか、明確にお伺いしたいなと思っています。

大体文章的には同じようなものなのですが、特に2番目「虚弱で団体生活に耐えない者」という現行に対して、改正後は「集団生活に耐えられない者」というふうに表現が変わっておりますが、これ、改正後、この文言によって何か具体的に変わったり、例えば今受け入れている児童がもっと入りやすくなる等、何か具体的なものがあるのかどうか、お伺いしたいなと思います。

よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） ただいまの質問につきまして説明させていただきます。

先ほど町長からも説明ありましたように、令和6年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律というものの一部が改正されました。その内容としましては、行政機関、それと障がい等の事業者に対しまして、障がい者に正当な理由なく障がいの理由で拒否すること、または制限を設けるということをしてはいけないというものであります。

今回、それによりまして当町の条例等を確認した結果、それに該当するのではないかというものが条例にありましたので、今回その部分を変えさせていただきました。これによりまして、放課後児童クラブの運営、今行っている運営や、あと入所とかに関する制限を設けるというものは全く考えておりませんので、特に何ら変わることはないということです。今回、言葉だけを変えたのですが、何度も繰り返しになるのですが、放課後児童クラブの運営に関して何かを変えるというものではございません。

以上です。

1、議長（堀田） 6 番、松田議員。

1、6 番（松田） 「集団生活に耐えられない者」というふうな定義づけをされておりますが、仮にでもそういったものは発生しないということを前提ということで、そういう認識で大丈夫なのでしょうか。

また、仮にそういった方が今後、例えば何らかの病的疾患によって集団生活を送れないような児童が出てきた場合は断ることもあって、その場合は受皿が用意されているということなのでしょうか。その辺のところをもう少し詳しく、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 今までの現行の法律では、身体的なものというだけの定めだったのです。通常、障がいを持っている方であれば、放課後児童クラブというよりも、放課後デイ等々になるかなというふうに思います。もしくは、それに該当する障がいの施設になるかなと思います。

今回の改正によりまして、明らかに身体とかではなくて、改正の中身を見ていただくと分かると思うのですが、心身の部分ということで定めさせていただきました。それは何かというと、心と体ということで全体的な部分も含めたということでもあります。

先ほども申し上げたとおり、放課後児童クラブの運営に関しては、今までと何ら運営上は変更はありません。ただ、言葉だけを今回国が変えろということでしたので、変えたということでもあります。

以上です。

1、議長（堀田） 6番、松田議員。

1、6番（松田） すみません。私の聞き方がちょっと悪かったかもしれないです。もう一度お伺いしたいと思います。

言葉の揚げ足を取るわけでは全然ないのですが、この言葉の解釈上の話にあくまでもなると思うのですが、集団生活に耐えられない者が出てきた場合は入所制限するという文言になっていますが、実際的にはそのようなことは起こらないという認識でいいという、現行そういった方がいらっやないという認識で、これからも出てこない。出てきた場合は、しっかりと受皿があって、例えば集団生活に耐えられない者の定義もどんどん年々変わってきていますよね。具体的には、小学校、中学校で支援が必要な子どもたち、体的には問題なくても精神だとか性格上ちょっと集団生活になじめない方たちが別の教室で勉学されているとか、いろんな状況があって、その定義も年々厳格化されて若干その定義づけにはまる児童生徒が増えつつある昨今であります。そういったことも加味して今後そういった方が出た場合ちゃんとした受皿があるのかどうかという部分で、もう一度お伺いしたいなと思います。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 先ほどの説明不足、申し訳ございません。新たに改正した中身で心身虚弱の、集団生活に耐えられるのかという、そしてその受皿があるのかということでのもう一度質問だと思います。

もし、そういう子がいた場合は、実際、放課後児童クラブの前に学校に通っております。学校の先生なり教育委員会等と話し合いながら、障がい者の自立支援協議会というのがあります。その中にこども部会というのがありまして、その中で、もしそういう子がいた場合には、どうした支援を

したほうがいいかということを今現在行っております。だから、もし今松田議員が言ったようなお子さんがいた場合には、支援はきちんとありますので、そのように子育て支援室としては対応していきたいと思っております。だから、もしこういう子がいたとしても今までどおり、今も実際動いておりますので問題はないというところでございます。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第62号 広尾町放課後児童クラブ設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第63号

1、議長（堀田） 日程第29、議案第63号 広尾町遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第63号 広尾町遺児手当支給条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、児童手当法の一部改正により、本条例において引用している箇所について所要の改正を行うものであります。

議案資料の4ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

児童手当法の一部改正により、条例第2条第2項中第1号において同法を引用している箇所を削り、児童手当の所得制限の撤廃に合わせて、遺児手当支給に係る所得制限を撤廃するものであります。

なお、本改正条例は、附則において令和6年10月1日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第63号 広尾町遺児手当支給条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第64号

1、議長（堀田） 日程第30、議案第64号 広尾町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第64号 広尾町国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバーカードと健康保険の被保険者証が一体化され被保険者証が撤廃されることとなり、本町におきましても国民健康保険の被保険者証について規定する条例の一部を改正したいとするものであります。

議案資料の5ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

内容であります。第14条において法改正による項ずれと被保険者証に関する記述を削除する改正を行うものであります。

議案に戻っていただきまして、本改正条例は、附則第1項において令和6年12月2日から施行し、第2項において経過措置として、政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における行為、保険料を納付せず被保険者証の返還に応じない場合の罰則の適用については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第64号 広尾町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第65号

1、議長（堀田） 日程第31、議案第65号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第65号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、関係市町村の議会の議決を要するため、提案するものであります。

議案資料の6ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

第4条では、現行の被保険者証等の記述の削除と、それに伴う文言整理を行っております。

第19条は、別表第1の削除に伴い、「別表第2」を「別表」に改めるものであります。

別表につきましては、第4条の改正同様に被保険者証等の記述を削除するため別表第1を削除し、次のページの「別表第2」を第19条で申し上げましたとおり「別表」に改めるものであります。

なお、本規約は、当該広域連合関係市町村の議会の議決を経た後、附則のとおり、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第65号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 2時00分 再開

再開します。

◎日程第32 議案第66号～日程第40 議案第74号

1、議長（堀田） 日程第32、議案第66号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第40、議案第74号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第66号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第4号）から議案第74号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）まで、一括して提案説明をいたします。

議案28ページをお願いいたします。

初めに、議案第66号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億489万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億2,389万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものとなります。

次に、33ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によるものとなります。過疎対策事業債につきましては、港湾直轄整備事業の整理による減額であります。町債の合計から5,075万6,000円を減額し、3億5,714万4,000円とするものとなります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、34ページをお願いいたします。

議案第67号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ83万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,443万2,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

2款1項繰越金の追加は、前年度繰越金の確定によるものとなります。

次に、歳出であります。1款1項港湾管理費は、一般会計繰出金及び人件費の整理であります。

次に、37ページをお願いいたします。

議案第68号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ43万6,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億8,165万円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

4款1項繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金を整理するものとなります。

5款1項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものとなります。

次に、歳出であります。

郵便料金の改定に伴う通信運搬費の追加及び人件費の整理であります。

次に、40ページをお願いいたします。

議案第69号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,859万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億2,618万1,000円とするものである。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページをお願いいたします。

歳入につきましては、人件費の整理による南十勝介護認定審査会共同設置費負担金の減、確定見込みによる交付金の整理及び前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1款総務費及び4款地域支援事業費は、郵便料金の改定に伴う通信運搬費の追加及び人件費の整理を行っております。

2款保険給付費につきましては、財源内訳の補正であります。

5款1項償還金及び還付加算金は、前年度分の介護給付費及び地域支援事業交付金等の精算確定による国及び道交付金等の返還金を計上するものであります。

次に、43ページをお願いいたします。

議案第70号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ475万9,000円を減額し、総額をそれぞれ16億3,425万8,000円とするものである。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しするものであります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

1款介護サービス収入につきましては、見込みによる減額であります。

3款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

4款1項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費は、介護記録システム関連機器購入費を特別養護老人ホーム事務費から特別養護老人ホーム建設事業費への組替え及び人件費の補正であります。1款2項短期介護サービス事業費は、人件費の整理であります。

次に、46ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の追加であります。特定技能外国人確保委託料の追加であります。期間といたしまして令和7年度、限度額といたしまして258万9,000円であります。

次に、47ページ、議案第71号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりますものであります。

第1条は、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によりますものであります。次のページをお願いいたします。

補正内容であります。前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、49ページ、議案第72号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりますものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,491万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりますものであります。

補正の内容は、地方債に係る利率の確定による歳入歳出の整理であります。

次に、52ページ、議案第73号についてであります。

第1条は、令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりますものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益から4万4,000円を減額し、第2款第2項営業外収益に17万円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に173万1,000円を追加し、第2款第1項営業費用に90万1,000円を追加し、同款第2項営業外費用から1万6,000円を減額するものであります。

補正の内容であります。

収入であります。

第1款第2項営業外収益は、人件費の補正による他会計負担金の整理であります。

第2款第2項営業外収益は、精査による長期前受金の戻入れの整理であります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用は、人件費の整理、印刷製本費の追加、上水道施設の無停電電源装置修繕費の追加、自動車重量税の追加及び精査による減価償却費の整理であります。

第2款第1項営業費用は、共済組合負担金の整理、簡易水道施設の無停電電源装置修繕料の追加及び精査による減価償却費の整理であります。同款第2項営業外費用は、利率の確定に伴う企業債利息の減額であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります、職員給与費でありまして、7万6,000円を減額するものであります。

次に、53ページ、議案第74号についてであります。

第1条は、令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、予算第2条に定めた業務予定量のうち、（ハ）、個別排水処理施設設置工事の予定量を「17,508千円」に改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益に4万5,000円を追加し、第2款第2項営業外収益から20万9,000円を減額するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に2万5,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。

収入につきましては、人件費の補正による他会計負担金の整理であります。

支出につきましては、共済組合負担金の追加、印刷製本費の追加、人件費の整理による負担金の減額であります。

第4条は、資本的収入及び支出であります、予算第4条本文括弧書き中をおのおの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、個別排水処理施設の設置予定浄化槽の規模が増大したことによる工事費等の追加による整理であります。

第5条の企業債であります、個別排水処理施設整備事業債及び過疎対策事業債につきまして、工事費等の追加による限度額の変更であります。起債の合計に230万円を追加し、7,540万円とするものであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります、職員給与費でありまして、1,000円を追加するものであります。

第7条は、他会計からの補助金でありまして、「197,470千円」に改めるものであります。

以上で、議案第66号から議案第74号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、一般会計補正予算（第4号）につきまして、事項別明細書と議案資料によりご説明いたします。

本補正予算につきましては、全体にわたりまして7月1日付の人事異動に伴います給料、手当、共済費の整理、標準報酬月額確定に伴います共済費の補正、郵便料の値上がりに伴います追加補正を行っております。また、これらの補正に伴いまして、一般会計からの繰出金につきましても整

理を行ってございます。これら以外の主な補正内容につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、初めに、歳出からご説明させていただきます。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費は、改選に伴います予算の整理でございます。7節の報償費、12節委託料につきましては、予算の組替えを行ったものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費は、改選に伴います印刷製本費の追加でございます。

7ページをお願いいたします。

中段、3目財務管理費につきましては、前年度繰越金の確定、また、寄附によります基金積立金を追加したものでございます。4目の会計管理費、13節使用料及び賃借料につきましては、システム使用料単価の改定に伴います追加でございます。5目財産管理費、10節需用費につきましては、旧広尾小学校消防設備点検に伴います修繕料の追加、12節委託料につきましては、野塚教員住宅の電線等の支障となっております高所の枝払い委託料を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

14節の工事請負費であります。設計単価の見直しによる追加のほかに、町有地の立木伐採工事があります。

恐れ入りますが、議案資料の8ページをお開き願います。

議案資料8ページのほうに位置図を掲載してございます。黒塗りの箇所の倒木などのおそれのある立木等を中心に伐採をするものでございます。

事項別明細書にお戻りいただきまして、2項徴税費、2目賦課徴収費、11節役務費、申告用紙等封入手数料につきましては、単価改定による追加であります。22節償還金利子及び割引料につきましては、法人町民税還付金の増見込みによります追加でございます。3項1目戸籍住民基本台帳費は、証明書発行用改ざん防止用紙印刷製本費の追加、また、職務代理者の変更に伴います戸籍システム認め印登録委託料の追加でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、9ページの19節扶助費であります。福祉灯油でありまして、単価の改定及び生活保護受給世帯に対します支給量を60リットルから100リットルへ加増することに伴います追加でございます。24節の積立金は、保育所へ寄附を受け、社会福祉振興基金へ積み立てるものであります。2目社会福祉施設費、10節需用費につきましては、公衆浴場循環ポンプの修繕料の追加、また、デイサービスセンター非常用照明器具修繕料の追加でございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。

3目養護老人ホーム施設費、10節需用費であります。消防用設備修繕料の追加、14節工事請負費につきましては、搬入口の屋根改修工事費を追加するものでございます。17節備品購入費は、経年劣化に伴います事業用備品更新費用の追加でございます。4目障害者母子福祉費、21節補償・補填及び賠償金であります。11ページの説明欄の一番上にありますとおり、社会福祉協議会への消費税未払いに係る延滞税分の補償金を追加するものでございます。22節償還金利子及び割引料は、過年

度分の国及び道への負担金返還金を追加するものでございます。

11ページ、7目生活支援ハウス施設費は、施設修繕料の追加であります。非常用照明器具修繕、火災報知器修繕ほか3件の施設修繕料の追加でございます。

12ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、2目保育所費、10節需用費は、ひろお保育園グラウンド散水栓排水修繕料を追加するものでございます。

飛びまして、13ページの4目放課後児童健全育成費は、過年度分国庫交付金等の返還額の確定に伴います追加でございます。5目の子育て支援費、22節償還金利子及び割引料につきましても、過年度分国庫交付金等の返還額の確定等による追加でございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費は、公園遊具補修工事費の追加でございます。3目予防費、15ページの19節扶助費であります。対象人数の増に伴います妊婦健康診査等助成の追加のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に係る費用を各節にわたり追加をしてございます。

恐れ入ります。議案資料の9ページと10ページをお開き願います。

事業内容のご説明をさせていただきます。

1の目的であります。令和6年4月から予防接種法上の位置づけが特例臨時接種からB類疾病の定期接種に変更となったことから、65歳以上の高齢者等を対象とし、重症化予防のために実施をするものでございます。

2の予防接種の対象者でございます。①といたしまして、65歳以上の方、②といたしまして、60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい有する方が対象でございます。

3の接種スケジュールでございます。本年の10月1日から翌年3月31日までの半年間でございます。

4の接種回数につきましては、1回でございます。

資料の10ページ、5の自己負担料金でございます。1人3,000円ですが、生活保護受給者につきましては無料といたしております。

6の事業費であります。国から示されております接種費用の基準単価は1万5,300円でありまして、①の委託料につきましては、生活保護受給者で20回分、その他の高齢者で1,460回分、また、診察のみで終わる方を5回分程度と見込んでございます。②の扶助費であります。委託をする医療機関以外で接種を受けた方に対する償還払いとして20回分程度を見込んでございます。③のその他であります。事業の実施に伴い生じます消耗品等の経費を見込んだものでございます。これらを合わせまして事業費の総額を1,857万892円と見込んでございます。

7の財源でございます。国の補助単価といたしまして接種1回当たり8,300円、合計といたしまして1,245万円の補助を見込んでございます。

事項別明細書にお戻りいただきまして、16ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、8節の旅費及び18節負担金補助及び交付金は、

地域おこし協力隊員の活動に係ります費用弁償の追加、また、活動支援交付金を整理したものでございます。3目農業振興費、10節需用費は、地域おこし協力隊員の農場派遣事業に係る燃料費の追加、18節負担金補助及び交付金、説明欄にありますとおり経営体育成事業補助金であります。農業等機械導入支援事業といたしまして道の強い農業づくり支援事業補助金を受けて実施するものでございます。その下、農業次世代人材投資事業補助金につきましては、交付要件該当者がいないために歳入歳出ともに減額整理をするものでございます。

17ページの説明欄の上段、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金は、てん菜の褐斑病対策事業といたしまして、道の補助により実施をするものでございます。

17ページの7目農村環境改善センター費は、施設の照明器具及び誘導灯の修繕料の追加、予算要求漏れに伴いますし尿くみ取り料を追加したものでございます。2項林業費、1目林業総務費は、対象人数の増に伴います森林作業員就業条件整備事業負担金の追加でございます。

3目森林環境振興費、14節工事請負費であります。

恐れ入りますが、議案資料の11ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明欄であります。大丸山展望台設置工事並びに大丸山立木伐採工事の追加でありまして、財源といたしましては、森林環境譲与税、森林環境振興基金繰入金を充当するものでございます。資料の11ページ、位置図の中央、展望台設置工事と立木伐採工事について、実施箇所を黒塗りで示してございます。方向といたしましては、日高山脈を望む方向に展望台を設置するものであります。設置に支障となります立木及び眺望の妨げとなります立木につきまして伐採を行うものであります。12ページの図のとおり展望台を設置いたしまして、安全対策といたしまして柵を併せて設置するものでございます。

事項別明細書の17ページにお戻りいただきまして、4目農林人材育成支援センター費は、誘導灯修繕料の追加、また、施設用備品といたしましてストーブ購入費を追加するものでございます。5目野塚交流館費、7節報償費及び、次のページをお願いいたします、13節使用料及び賃借料であります。地域おこし協力隊員インターン事業費といたしまして、インターンの謝金及び車両借り上げ料を追加するものでございます。10節の需用費、17節の備品購入費につきましては、地域おこし協力隊員が使用いたします木工加工用の備品、また、それに伴います消耗器材購入費を追加してございます。そのほか、施設で使用しておりますAED用の消耗資材購入費を追加してございます。

6款1項商工費、1目商工振興費であります。地域おこし協力隊員の活動に必要となります講習会参加負担金を追加したものでございます。

19ページ、3目サンタランド費は、大丸山バーベキュー管理棟の外部流しとサンタの家消防設備修繕料を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

20ページの7款土木費、3項港湾費、1目港湾総務費、8節旅費であります。ポートセールスに伴います旅費を追加したものでございます。18節の負担金補助及び交付金につきましては、事業量の減少見込みにより港湾直轄事業負担金を整理したものでございます。

21ページの中段、8款1項消防費、3目消防施設費、10節需用費であります。消防庁舎トイレ修

繕料の追加、14節工事請負費につきましては、庁舎の消防用設備の更新工事費の追加でございます。

22ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費につきましては、人数の増に伴います教職員健康診断負担金の追加、また、寄附に伴います教育振興基金積立金の追加でございます。4目財産管理費は、公用車両冬タイヤ購入費の追加、草刈り用消耗品の追加、教員住宅給湯器修繕料の追加でございます。2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費は、AED機器用消耗資材購入費の追加でございます。

23ページの11節役務費は、低濃度PCB分析手数料の追加、12節委託料につきましては、エアコンの設置に伴います電気工作物保守点検委託料の増額補正、17節備品購入費は、寄附を受けたことにより学校用図書購入費を追加するものでございます。2目教育振興費は、対象児童数の確定に伴いますバス定期券代の追加、学校給食費の無償化に伴います就学援助費の減額整理でございます。3項中学校費、1目学校管理費は、小学校費と同様、AED機器用消耗資材購入費の追加、エアコン設置に伴います電気工作物保守点検委託料の増額補正、2目教育振興費は、学校給食費の無償化に伴います就学援助費の減額整理でございます。4項社会教育費、3目図書館・児童福祉会館費につきましては、ピアノ調律料の値上がりに伴います追加補正でございます。

24ページをお願いいたします。

4目海洋博物館・伝習館費は、消防設備点検を受け、消火器薬剤詰め替え料の追加、また、誘導灯修繕料を追加するものでございます。5項保健体育費、2目体育施設費は、勤労者体育センターの消防設備修繕料の追加、また、設計単価の見直しに伴います町営スケートリンク整備委託料の増額補正でございます。6項1目学校給食費は、エアコン設置に伴います電気工作物保守点検委託料の増額、また、経年劣化に伴います高圧洗浄機更新費用の追加でございます。

11款1項公債費につきましては、償還額及び利子の確定に伴いまして整理をしたものでございます。

25ページ、12款予備費につきましては、予算総額の調整でございます。

次に、補正予算の歳入でございます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款町税、1項町民税は、申告等の実績に基づきまして個人及び法人町民税の整理を行ったものでございます。

2款4項1目森林環境譲与税、9款1項1目地方特例交付金及び10款1項1目地方交付税につきましては、確定通知によりまして確定見込みによる追加をしたものでございます。

13款1項使用料、2目の民生費使用料、4節過年度生活支援ハウス使用料は、入所者の申告漏れにより令和5年度分の使用料の追加となったものでございます。

14款2項国庫補助金、3目1節保健衛生費補助金は、歳出でご説明させていただきました新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金でございます。5目教育費国庫補助金につきましては、小学校及び中学校の特別支援教育就学奨励費補助金を追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。

15款2項道補助金、4目1節農業費補助金は、事業費の減額に伴いまして、農業次世代人材投資事業補助金の減額、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業に充当する補助金の追加、また、経営体育成事業に充当いたします強い農業づくり支援事業（経営改善）補助金の追加でございます。

16款2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、支障木等の伐採委託、また、工事に伴います立木売払収入を追加するものでございます。

17款1項寄附金、2目指定寄附金につきましては、保育施設運営資金寄附金、教育振興資金寄附金、サンタランド事業寄附金へ寄附を受けたものでございます。

18款1項1目繰入金は、大丸山展望台設置等事業に充当いたします森林環境振興基金繰入金の追加、2項特別会計繰入金につきましては、港湾管理特別会計の補正に伴いまして繰入金の減額整理を行ったものでございます。

19款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金の確定によるものでございます。

5ページの20款5項2目雑入であります。市町村職員退職手当組合の事前納付金制度終了に伴いまして清算還付金を追加したもの、また、町道の瑕疵による自動車事故に対する総合賠償保険金の追加、町有自動車共済金を追加したものでございます。

21款1項町債であります。発行可能額の確定による臨時財政対策債の整理、また、事業費の減に伴います港湾直轄整備事業債の減額整理でございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案9件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第66号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

7番、志村議員。

1、7番（志村） 1つだけ聞きたいのですけれども、事項別明細書の8ページ、町有林立木伐採工事がありますけれども、この説明資料の黒塗りの部分、これは皆伐するということではなくて、中の支障木の間伐ということでしょうか。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 基本的には皆伐と考えてございますが、ただ、事業者のほうに現地に入っ
ていただいて、倒木のおそれのあるような部分がもしあるようでしたら、全体的に伐採するような
形になります。それ以外については、基本的には倒木のおそれのある危険木を対処したいと考えて
ございます。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、7番（志村） 今、総務課長のほうから、皆伐ということは、みんな切るという意味なのです
けれども。

（「失礼しました。間伐ですね」の声あり）

間伐ですね。

（「はい」の声あり）

この金額ですから皆伐はこの面積は無理だと思うのですけれども、ということになると、あそこ
の奥に身障の森とかありますね。これらの入り口付近のあの物すごい鬱蒼とした暗い感じというの
は、解消できないということよろしいですか。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 今回の補正内容につきましては、危険木を中心に対処したいというふう
に考えての予算計上でございます。ご指摘いただきました鬱蒼とした部分につきましては、今後また
検討してまいりたいと考えてございます。

1、議長（堀田） ほかに。

1番、斎藤議員。

1、1番（斎藤） 2点伺います。

まず、事項別明細書17ページ、5款2項3目森林環境振興費の大丸山展望台設置工事について伺
います。こちら、議案資料の12ページに今回提案いただいた展望台の設置工事の平面図などが記載
されていると思うのですが、ちょっとこちらでイメージがつきにくかったので、具体的に大きさだ
ったり、こういったスケール感なのかを教えていただければと思います。

それから、2点目ですが、こちら、展望台に行く道路、17時で閉鎖されてしまうと思うのですが、
このような展望台がもし設置されれば、朝日を見たいとか、そういった需要が出てくるかと思う
のですが、今後、通行可能時間を変更される予定などがございましたら教えていただきたいです。

1、議長（堀田） 寺井農林課長。

1、農林課長（寺井） 斎藤議員の質問について説明をさせていただきます。

まず、規模感についてですが、展望台の面積につきましては、幅、奥行きともに5メートル46センチになります。面積としましては、29.8平方メートルという形になっております。そのほかに転落防止のフェンスを回すのですけれども、それにつきましては70メートル、転落防止柵を回させていただきますと思っています。

あと、開放時間なのですけれども、夜間、道路の幅員が狭いということで、とても危険と判断しておりますので、開放時間についても今現在と同じように9時から17時までと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

ほかに。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 事項別明細の14ページ、3目予防費の予防接種委託料の関係でありますけれども、先ほど資料で9ページ、10ページで説明ございましたけれども、今回、65歳以上の方もしくは60歳以上の免疫機能の障がい有する方ということでありまして、2023年度における65歳以上の接種率、それから64歳以下のそれぞれワクチン接種率をご説明いただきたいと思います。

あと、10ページで事業費として計上しておりますけれども、高齢者等ということで1,460回載せておりますけれども、これは対象者に対する割合は何%なのか、あと土幌町は、64歳以下の方に対しても町独自で助成をしております。64歳以下については自己負担7,000円という形で行っております。また、高校生、中学生に対しても、独自の助成をするということで取り組んでおりますけれども、本町についてはこれらについての検討をされたのかどうか、併せてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 三浦健康管理センター次長。

1、健康管理センター次長（三浦） それでは、2023年度の65歳以上の方の接種率からご説明したいと思います。

2023年度、令和5年の秋開始接種において、65歳以上の方、1回から7回まで様々な接種回数の方がいらっしゃいましたけれども、接種率としては58.8%の実績がございました。64歳以下については611人ということで、ちょっと接種率が出ていないのですけれども、64歳以下については今手元に資料がないのですけれども、あと、今回の補正予算の対象者の人数というところなのですけれども、今年度の65歳以上を対象の方の約60%を見込んで予算を計上しております。

それと、64歳以下の任意接種の部分のことなのですけれども、インフルエンザでは任意接種の予防接種を助成しておりますけれども、今回のコロナウイルスワクチンの任意接種の部分については

助成の対象外ということで、定期接種のみの予算計上となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 64歳以下は任意接種ですから、当然これは政策予算という形になるかと思いますが、とりわけ、例えば中学3年生及び高校3年生については、土幌町ではワクチンを打てる体制を整えて受験生のそういった受験時期を守るという観点で実施をしております、受験生については自己負担を3,000円に抑えてやっております。以前もインフルエンザの予防接種は町でも助成しておりましたけれども、そういったことを加味して本町で今後どのような形で検討されるのか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 三浦健康管理センター次長。

1、健康管理センター次長（三浦） まず、先ほどの昨年度の64歳以下の接種率についてですが、12歳以上64歳以下で19.15%という接種率になっております。

それと、今後につきまして、インフルエンザ同様にお子さんの部分について任意接種を助成していくということにつきましては、改めて町民からの要望なども考慮して、そして管内の助成状況など情報収集しながら慎重に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 事項別明細書の3ページなのですが、町税の関係で2目の法人税、予算1億1,416万3,000円に対して今回6,500万円の減額となっておりますけれども、6割近い減額なのですが、この減額の要因について説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 法人税の補正の主な要因ですが、町内の事業者の設備投資の増加によるものであります。

以上です。

1、議長（堀田） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第67号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第68号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第69号 令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第70号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第71号 令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第72号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第73号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第74号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第66号 令和6年度広尾町一般会計補正予算(第4号)についてから議案第74号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第74号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第66号 令和6年度広尾町一般会計補正予算(第4号)についてから議案第74号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長(堀田) 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日5日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承ください。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時49分